

平成 28 年度 第 1 回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成 28 年 7 月 19 日（火）

午後 3 時から午後 5 時まで

場所：パレス宮城野 けやきの間

○司会

定刻となりましたので、ただいまより、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には、事前にお送りしておりました、会議次第、委員名簿、資料一覧、資料の 1 から 6、現行の安全・安心まちづくり基本計画、緑色のリーフレット「子どもを犯罪の被害から守りましょう」、青色のリーフレット「ネットに潜む危険から皆さんを守るために」のほかに、席次表、関係課室出席者名簿を御用意しております。全て、お手元にお揃いでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部佐野部長より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部長

本日はお忙しい中、安全・安心まちづくり委員会に御出席をいただきありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの実現に向けて、様々なお立場から取り組んでおられますことに心から感謝申し上げます。

さて、宮城県では、平成 24 年に策定した第 2 期の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」に基づき、県警察をはじめ関係機関・団体や県民の皆様と連携しながら、犯罪の被害に遭わないまちづくりを進めておりますが、この計画の計画期間が今年度末で終了いたしますことから、今年度中に次期計画を策定することとしております。

現行計画では、被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧や子ども・女性の安全対策などに取り組み、被災地の犯罪情勢が落ち着きを取り戻したほか、「子どもを犯罪の被害から守る条例」の制定や女性保護に関する圏域ネットワーク連絡会議の設置等による環境整備の進展など、一定の成果が出ております。

一方で、刑法犯認知件数は着実に減少しているものの、ストーカー・DV 事件や子どもに不安を与える声かけ・つきまとい事案の相談件数は年々増加をしております。また、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺やインターネット利用に起因する犯罪被害の増加や、危険ドラッグなどの違法薬物による健康被害の発生といった新たな課題も生じてきております。こうした課題への対応につきましては、今後、一層強化をしていくとともに、次期計画にも反映させてまいりたいと考えております。

本日は、現行計画の平成 27 年度の実施状況を御報告申し上げますとともに、次期計画の策定方針案等について御審議いただきたいと考えております。忌憚のない御意見をいただ

ければと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○司会

本日は、17名の委員中、14名の方に御出席をいただいております、過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとめ次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に、本日、御出席の委員の皆様をお手元の名簿順に御紹介させていただきます。なお、今回、初めての出席となる委員におかれましては、恐れ入りますが、その場で一言、御挨拶をお願いいたします。

(ひとりずつ委員を紹介)

○千葉邦子委員

今年度より委員に加わりました富谷町立あけの平小学校長の千葉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○平間喜久夫委員

今年度より委員に加わりました平間です。蔵王町の総務課長をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○司会

ここで、事務局の職員を紹介させていただきます。ただいま、あいさつを申し上げました環境生活部の佐野好昭部長でございます。環境生活部参事兼共同参画社会推進課長の小松直子でございます。本日、進行を務めます共同参画社会推進課の池田でございます。そのほか、安全・安心まちづくり事業の関係課室の担当者も出席しておりますが、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここで、本委員会の役割等について御説明させていただきます。本委員会は犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第1項の規定により設置され、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画について審議することを目的としております。また、現在の犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間となっております。そのため、平成29年4月1日を始期とする次期計画の策定について、本委員会に諮問し、御審議いただくものです。

それでは、知事から会長あての諮問書を御用意しておりますので、お渡しいたします。

(佐野部長から大淵会長に諮問書を手渡す。)

諮問の内容は、皆様のお手元の資料1のとおりですが、内容について事務局から説明いたします。

○事務局

事務局の小松でございます。座って説明をさせていただきます。今ほど諮問をさせていただいた内容と同じものを資料1としてお手元にお配りしております。資料1と資料2のスケジュールを御覧ください。

今ほど申し上げましたとおり、条例の規定に基づき委員会の意見を求めるということでございます。「記」以下の部分について少し御説明させていただきますが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画につきましては、条例に規定されております。安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、条例の基本理念にのっとり基本計画を定めるとされております。この基本理念については3点書かれておりますが、(1)としまして、「自らの安全は自らが守り、地域の安全は地域が守るという防犯意識の高揚を図るとともに、県民運動として、お互いが支え合う地域社会の形成を図る。」ということでございます。(2)としましては、「子ども、女性、高齢者、障害者及び外国人その他の特に防犯上の配慮を要する者を犯罪被害から守る。」ということでございます。それから、(3)としまして、「基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行う。」ということでございます。このような理念に基づきまして、今年度、計画の策定をするわけでございますが、今ほども御説明いたしましたとおり、知事が基本計画を定めるに当たりましては、県民の意見を反映するとともに、この委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を経て策定するということになっております。御了解いただきたいと思っております。

それから、資料2を御覧ください。今年度の計画策定のスケジュールになりますが、今回は第1回目の委員会でございますが、この後、11月と1月に委員会を開催させていただきたいと存じます。内容につきましては、本日は基本計画の策定方針案について検討をいただきます。また、第2回では基本計画の中間案の検討、第3回では、県民からパブリックコメントをいただきますので、その意見を反映させまして最終案としてまとめさせていただいたものをお出しして、検討をしていただきたいと考えております。

次に「その他」のところを御覧いただきたいのですが、この委員会の委員の任期は2年でございますが、今、お座りいただいている委員の皆様の任期が10月29日をもって満了することになっております。そこで、私どもからのお願いでございますが、計画の策定という局面にありますので、御都合の悪い委員がいらっしゃらなければ、現委員の方々が最終の3回までやらせていただきたく、委員の続投をお願いしたいと考えております。この

ことにつきましては、個別に御連絡を差し上げたいと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

それから、議会の議決を経るというお話をさせていただきましたが、その前に中間案という形で、12月に県議会の常任委員会に御報告をさせていただきます。最終案は2月の議会に議案という形で提案の上、御議論いただいて、計画を決定し、公表させていただくという段取りになっております。私からは以上でございます。

○司会

ただいまの説明について、御質問等はありませんか。それでは、何かお気づきになりましたら、その際に御質問いただければと思いますので、先に進めさせていただきます。

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、以降の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。大淵会長、よろしくお願いたします。

○大淵憲一会長

議長を務めさせていただきます大淵です。よろしくお願いたします。

それでは、議事次第を御覧いただきたいのですが、本日は大きく分けて二つのことが議題になっていますが、一つは平成27年度の実績を御報告いただくこと、もう一つは先ほど知事から当委員会に諮問をいただきました基本計画の改定について審議するということです。まず、次第4(1)の報告事項の「イ 本県における犯罪情勢」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局の千葉と申します。大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

資料3を御覧下さい。資料の1ページですが、こちらには、刑法犯の認知件数の推移をまとめております。県内の刑法犯認知件数は平成14年から年々減少しておりまして、平成27年は、17,742件と、平成になってから二番目に少ない数字となっています。ただ、認知件数を少し細かく見てみますと、全体的に減少傾向にある全国と異なり、県内では、女性の被害者数と65歳以上の被害者数が、若干、増加しています。

次に、2ページを御覧下さい。こちらには、犯罪被害者の年齢層割合の推移をまとめております。上の宮城県のグラフと下の全国平均のグラフのいずれにおきましても、65歳以上の被害者の割合が増加傾向にあります。また、20歳未満の被害者の割合については、宮城県が全国平均に比べて若干高い状況が続いています。

次に3ページを御覧下さい。こちらには、犯罪被害者の男女比の推移をまとめております。宮城県と全国平均とで大きな違いはないのですが、本県の場合、女性の方が犯罪に遭う割合が、全国平均に比べて若干高い状況が続いております。

次に、4ページを御覧下さい。こちらには、サイバー犯罪の検挙件数の推移をまとめております。一番上の不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪には、他人のIDやパスワードを利用することなどにより、コンピュータに不正にアクセスするような行為が該当します。二番目のコンピュータ・電磁的記録対象犯罪には、コンピュータに不正な指令を与えて、他人の口座から自分の口座に預金を移す行為などが該当します。一番下のネットワーク利用犯罪は、インターネットなどを利用した詐欺や児童買春、児童ポルノの頒布などの犯罪を合計した数です。宮城県、全国ともに、年によってバラツキがありますが、最も多いネットワーク利用犯罪は、増加を続けています。

次に、5ページを御覧下さい。こちらには、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して被害に遭った児童の数についてまとめてありますが、ここでいう児童とは18歳未満を指します。年によってバラツキがありますが、県内では、昨年は一昨年と同じくらいの児童が被害に遭っています。

次に、6ページを御覧下さい。こちらには、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数と被害金額をまとめております。昨年は、全国では、被害金額が減少に転じましたが、県内では、認知件数、被害金額ともに、過去最悪を更新しており、10億円以上の被害が出ています。今年は、注意喚起の徹底や金融機関等における水際対策の実施などが効を奏しているためであると思われませんが、昨年を下回るペースで推移しています。ただ、依然として、平成25年よりは多いペースで推移していますので、引き続きの対策が必要な状況です。

簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。事件の数全体としては減少しているけれども、今、御説明があったとおり、サイバー犯罪や特殊詐欺などについては増加しているということでしたが、ただいまの説明について、御質問等はございませんか。

特にないようでしたら、次に進めさせていただきます。報告事項の「ロ 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成27年度の実績」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告事項ロにつきましても、私から説明をさせていただきます。

はじめにお配りしております白い冊子の現行の安全・安心まちづくり基本計画の12ページ、13ページを御覧下さい。こちらに、現行計画の体系がまとめられておりますが、現行計画は、8つの方向性と20の推進項目で構成されております。

次に資料4を御覧下さい。資料4では、この体系に沿って、計画関連事業の昨年度の実績をまとめております。はじめに1ページを御覧下さい。推進項目(1)についてですが、

「みやぎ Security メール」などを活用した情報発信や、各地域で開催されています研修会に講師を派遣するなどの取組を行っております。

次に、2ページを御覧下さい。推進項目（2）ですが、防犯ボランティア活動の中心となるリーダーを養成するための講座や、学校安全教育指導者研修会の開催などの取組を行っております。

次に、3ページを御覧下さい。推進項目（3）ですが、毎年、安全・安心まちづくりに関するネットワークの構築を目的としたフォーラムを開催しております。11月のフォーラムでは、危機管理アドバイザーである国崎信江さんに、「地域の子どもの犯罪から守るために」と題して、講演をしていただきました。

次に、推進項目（4）ですが、先ほどのフォーラム等の開催のほか、広報誌やリーフレットの配布、啓発DVDの貸与などにより、県民の防犯意識の向上を図っております。

次に、4ページを御覧下さい。推進項目（5）ですが、人材育成の講座開催などにより、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進するとともに、子ども110番の家の設置促進などの取組を行っております。

次に、5ページを御覧下さい。学校へのカウンセラーの派遣、学校安全教育指導者を対象とした研修会の開催などの取組を行っております。

次に6ページを御覧下さい。推進項目（6）ですが、消費者教育用の教材や、子ども・保護者向けのリーフレットの配布のほか、各学校における防犯教室や非行防止教室、不審者侵入対応訓練などを行っております。

次に7ページの推進項目（7）ですが、小・中・高校生等を対象とした情報モラル教育や、いじめの未然防止等を目的とした掲示板やSNSの監視などに取り組んでおりますほか、「ロ 子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上」のところに書いてありますとおり、青少年健全育成条例を改正し、昨年10月から施行しております。詳しくは、お配りしております、青色のリーフレット「ネットに潜む危険から皆さんを守るために」に記載されていますが、青少年のインターネットの利用状況の適切な把握と適切な利用の確保に関する保護者の責務を定めるとともに、携帯電話事業者等に対して、携帯電話等の契約時に、フィルタリングサービス等について保護者に説明するなどの義務を新たに課しております。また、このリーフレットは県内の全ての中高生などに配布しております。

次に、推進項目（8）についてですが、「子どもを犯罪の被害から守る条例」を制定し、今年1月から施行しております。詳しくは、お配りしております、緑色のリーフレット「子どもを犯罪の被害から守りましょう」に記載がありますが、この条例では、子どもを犯罪の被害から守ることに関しての、県、県民、事業者の責務について規定をするとともに、人目につかない場所等への誘い込みやつきまといなど、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為について規制をしています。この条例の趣旨や内容につきましては、リーフレットやポスターの配布のほか、県政だよりや新聞への掲載、ラ

ジオ広報などにより周知に努めております。

次に、8ページの推進項目(9)ですが、DVについての理解を深める広報啓発活動を推進しておりますほか、「性暴力被害相談支援センター」において、性暴力被害者等への相談対応や関係機関へのコーディネート等の支援を行っております。また、「ハ 女性の適切な支援のための情報共有化の促進」のところに記載がありますが、県の保健福祉事務所や市町村、児童相談所、警察署などの女性保護に関する各機関の連携を深めるために、昨年、圏域ごとのネットワーク連絡協議会を新たに設置しております。今のところ、県内7圏域中6圏域において設置をしております。

次に、9ページを御覧下さい。推進項目(11)ですが、高齢者につきましては、出前講座や防犯講話の開催、金融機関等における声かけの推進、振り込め詐欺撃退装置の貸与、高齢者宅への戸別訪問や電話による注意喚起など、様々な手段を活用して、お年寄りが特殊詐欺をはじめとする犯罪の被害に遭うことを防ぐため取組を進めております。障害者につきましては、障害者110番の開設による障害者の権利保護に努めております。また、外国人につきましては、相談センターにおいて、犯罪被害を含めた外国人の困りごとへの対応を行っておりますが、昨年度からベトナム語を対応言語に追加し、7カ国語対応となっております。

次に、10ページを御覧下さい。推進項目(11)ですが、学校安全ボランティアの養成講座や、学校、PTA、防犯ボランティア団体と連携した危険箇所の点検、環境浄化活動、登下校時の子ども見守り活動などを継続して実施しております。

次に、11ページを御覧下さい。推進項目(12)ですが、歩道整備や交差点改良による道路の見通しの確保や、自転車の盗難を防ぐための街頭防犯キャンペーンの実施などの取組を行っています。

次に、推進項目(13)ですが、防犯設備士協会やマンション関係機関等と連携し、防犯性能の高い住宅部品の普及促進や居住者に対する防犯情報の提供などの取組を行っています。

次に、推進項目(14)ですが、防犯カメラなどの防犯機器の導入促進や、業界団体との連携によるセーフティステーション機能についての情報発信などに取り組んでおります。

次に、12ページを御覧下さい。推進項目(15)ですが、みやぎ違反広告物除却サポーターによる、違法な貼り紙の除去や、国分町クリーンアップ作戦等をはじめとした繁華街の環境美化活動などを実施しております。

次に、推進項目(16)ですが、駅や旅館、観光案内所へのポスターの掲示やチラシの配布により、観光客に置き引き等への注意を呼びかけ、安心して観光できる環境の整備に努めております。

次に13ページを御覧下さい。推進項目(17)ですが、ボランティア活動用品の貸与や、防犯ボランティア活動のリーダー養成などにより、被災地における防犯ボランティア活動の支援を行っております。

次に、推進項目（18）ですが、関係機関等と連携しながら、公共空間の点検と整備を進めているほか、被災地における配偶者やパートナーからの暴力に関する悩みについて、電話相談・面接相談を行っております。

次に、推進項目（19）ですが、地域防犯サポーターの委嘱や、放課後子ども教室の設置などにより、子どもが安全に安心して暮らせる環境の整備を進めています。

最後の、推進項目（20）についてですが、「みやぎ花のあるまちコンクール」の開催などにより、住民のふれあい促進や地域コミュニティの環境美化などに取り組んでおります。説明は以上です。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。推進項目が20個ありまして、それぞれについて非常に多くの事業が行われておりますので、要点だけの説明ではございましたが、ただいまの御報告について、御質問等はございませんか。

○庄子直委員

前回の委員会で「子どもを犯罪の被害から守る条例」について審議しましたが、今年1月1日に条例が施行されて以降、警察が検挙した事例等があるのであれば、御報告をいただきたいと思っております。

○警察本部県民安全対策課

県民安全対策課の佐藤と申します。条例施行後の条例違反行為の認知件数は平成28年5月末現在で126件ですが、そのうち1号違反の誘い込みは13件、2号違反の義務なき要求は48件、3号違反の言い掛かり等は4件、4号違反のつきまとい等は61件となっております。また、条例施行後から現在まで本条例に基づく検挙はありませんが、警告事案は3件ということで推移しております。

○大淵憲一会長

どうもありがとうございました。他に御質問等はございませんか。

それでは、関連する報告や議題が続きますので、またその時にでも御質問いただくことにしまして、次に進めさせていただきます。

報告事項の「ハ 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局の木村と申します。座って説明をさせていただきます。それでは、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について、御説明いたします。

お手元にあります資料5-1, 資料5-2を御覧下さい。資料5-1が, A3版でガイドラインの概要をまとめたものになります。資料5-2がガイドラインの中間案で, それぞれパブリックコメントの資料になっているものです。

A3版の資料に基づき御説明いたします。1の「策定経過等」ですが, 防犯カメラは, 犯罪の抑止や検挙に効果が期待され, 県内でも普及が進んでいる一方, プライバシーの問題やインターネット回線を通じた画像データ等の漏洩等について懸念する声もあります。このため, 本県では, プライバシーの保護に配慮した, 適正な設置・運用の基準等を取りまとめた「ガイドライン」を策定して, 防犯カメラの適切かつ効果的な運用を図ることとしたものです。これまで, 大学教授や弁護士等で構成される有識者会議を設置して, 4月26日に第1回会議を開催し, ガイドラインの素案について検討を行い, 6月21日には第2回会議を開催し, 再修正を行った結果を踏まえ, 今回の中間案を作成したものです。

中間案については, 7月11日から8月9日までの約1ヶ月間, パブリックコメントを実施して, 広く県民の皆様から意見を伺うこととしております。なお, 全国ではこれまで14の府県がガイドラインを策定しておりますが, 東北では本県が初めてとなる予定です。

2の「主な内容」ですが, 中間案は, カメラの設置・運用に当たって配慮すべき基本的事項等を記載した本文と, 設置・運用要領の参考例で構成されています。本文の項目に基づき, 主要な部分を御説明させていただきます。

まず, A3版資料の左側, 第1の「ガイドライン策定の目的及び対象」ですが, 1で「目的」を明記し, 2の「対象となるカメラ」では, 防犯目的であること, 不特定多数の人が利用する場所に設置されていること, 録画機能を有することの3つの要件を全て満たすカメラを対象とすることとしています。

次に, 資料の右側, 第2の「防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項」について御説明します。1として, 防犯カメラの設置目的の明確化と, 目的外での利用禁止を記載しています。

2の「撮影範囲, 設置場所等」では, 撮影範囲が必要最小限度となるよう, 設置場所や撮影方向, 設置台数を定めることとしています。

3の「設置の表示」では, 防犯カメラを設置していることを分かり易く表示することとしておりますが, これにより, 犯罪の抑止効果が期待されます。

4の「管理責任者, 操作取扱者の指定」は, 防犯カメラの適正な管理, 運用を図るため, 責任者等を明確にする趣旨のものです。

5の「設置者等の責務」では, 防犯カメラの設置者等は, 撮影された画像の適正な保存・管理, 撮影された画像の利用・提供の制限, 苦情等への適切な対応等を責務とする旨を記載しています。

6の「撮影された画像等の適正な管理」では, (1)で, 施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を, (2)では, 不必要な複写, 加工の禁止を, (3)では, DVDなど記録媒体の確実な保管・管理について記載しています。(4)では, 画像の保存期間は必要最小限度

として、目安として「概ね1か月以内」と例示しているほか、(5)では、画像の消去、(6)では、記録媒体の処分、(7)では、関連機器をインターネット等に接続して利用する場合の情報漏えい防止措置について記載しています。

その他、7から12まで、「撮影された画像等の閲覧・提供の制限」、「秘密の保持」、「保守点検等」、「個人情報保護法の遵守」等の項目について、それぞれ記載しております。

次に、資料の左側の、第3の「運用規程の作成と適切な運用」では、設置者等は、設置目的や運用形態に合わせた設置・運用要領を定めることとしております。

最後に、その下の、今後のスケジュールですが、先ほど申し上げたとおり、現在パブリックコメントを実施しております。8月31日に第3回有識者会議を開催し、最終案を取りまとめた後、県議会に報告の上、年内中に策定し、県ホームページにおいて公表する予定としております。今後、パブリックコメントの実施結果や有識者会議での検討を踏まえつつ、本県の実情に応じたガイドラインを策定していきたいと考えております。

ガイドラインの最終案は、先ほど申し上げた有識者会議において検討・決定することとしておりますが、まちづくり委員の皆様におかれましても、本中間案に対する御意見等がございましたら、後ほど結構ですので、ホームページ上のメール、又は、事務局に直接でもよろしいので、いただければと思います。

説明は以上でございます。

○大淵憲一会長

現在、作成が進められております「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン中間案」について御説明がありました。パブリックコメントを実施しているということですので、この委員会の皆様方からも御意見があればぜひ伺いたいということでございます。直接でもよろしいですが、この場ででもお気づきの点等がありましたら、御質問等をお願いいたします。

○千葉順子委員

家庭に防犯カメラがある場合はどのようになるのでしょうか。

○事務局

対象となるカメラについてですが、A3版の資料ですと、第1の「ガイドライン策定の目的及び対象」の2番のところに3つの要件を挙げております。家庭に設置しているカメラ、個人の方が設置しているカメラでも、この3つの要件を満たす場合はこのガイドラインの対象となると考えております。(1)が防犯目的のカメラ、(2)が不特定多数の人が利用する場所に設置されたカメラ、例えば、道路側や広場の中を映したカメラです。(3)が録画機能を有したカメラです。これらに該当すれば個人が設置したカメラでも対象になると考えます。

○庄子直委員

個人情報保護法では、個人情報は本人の申し出により削除できるということになっているかと思います。私どものように商業施設を運営しているところで、防犯カメラを設置していると、「これは私の個人情報だからデータから削除して下さい。」と言われる可能性がありますので、「そうしたことはできません。」という根拠を何らかの形で理論づけて入れていただきたいと思います。

○事務局

ガイドラインは、条例や規則とは異なり、県民や事業者の方に御協力をいただくという緩やかな形で作っております。個人情報保護法は別の法律の体系ですので、そちらで規定しているものをこのガイドラインで制約するというのは難しいかと思います。

個人情報保護法で請求できるとされている場合は、当然、請求できることになり、防犯目的とプライバシーのどちらを優先させるかという問題になります。

防犯カメラに関する法律は、現在のところはありませんので、各自治体でガイドラインの策定といった取組をしているのですが、今、委員がおっしゃったのはあくまで個人情報保護法の問題ですので、また別の法益という感じがいたします。

○庄子直委員

そうすると、ここに個人情報保護法の遵守と書いてありますので、遵守しなければならないということでしょうか。

○事務局

法律の方が優先しますので、「設置する方は、それを守って下さい。」ということを書かせていただいております。

○大淵憲一会長

意見でございますので、検討していただいて、最終案に何らかの形で反映させていただければと思います。

○西條由紀子副会長

ガイドラインの効力についてですが、カメラをつけるときには届出が必要だったり、「このガイドラインに従ってつけて下さい。」といったような指導があったりするのでしょうか。あるいは、個人宅でも、庭の方を向けてつけるのか、道路の方を向けてつけるのかといったことは、そのときのタイミング次第で変わりますし、たまたま道路が映っていて、それが犯罪の検挙等に役に立った事例もあるのですが、ガイドラインがどのように運用されるのが曖昧に思いました。うちでつけるというときに、どうすればいいのかというこ

とについて教えていただきたい。

○事務局

届出については、このガイドラインに入っておりません。県内の自治体の中には、条例により届出義務を課しているところもありますが、県民に義務を課すことは条例により行うべきと考えられますので、ガイドラインという性質上、届出義務については今回の中身には含まれておりません。

また、ガイドラインをどのように利用していくかについてですが、設置場所や撮影範囲に関しては、ガイドラインの第2の「防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項」の中で、撮影範囲は必要最小限度とするといったことですか、人の家の窓が映るような場合はマスキングをかけるなど、プライバシーに配慮していただきたいといった内容が書かれています。これは、公共空間に向けてはいけなないということではなく、用途・必要に応じて、かつプライバシーに配慮して設置いただくということですので、設置する場合には、必要に応じて、防犯設備士協会等の関連業者や警察に御相談いただきながら、設置していただくのがよろしいかと思えます。

○大淵憲一会長

これまでの御説明からは、義務があるわけではないけれども、トラブルを避けるためには、このガイドラインに沿って設置・運用していただくのがよいということを示しているように聞こえましたが、もう少し強いものでしょうか。

○事務局

まさに、今、会長がおっしゃったようなものでございます。国一律の法律や県レベルの条例があればいいかとも思いますが、地域によって防犯カメラの必要性や犯罪情勢が異なっていますので、県内一律に義務づけをする条例よりは、設置者の方々に理解と協力を求めながら、防犯カメラの有効性とプライバシーの配慮を両立させていくという趣旨のものです。

○大淵憲一会長

他の自治体では、もう少し強い条例などもあるとのことでしたが、将来的にはそうなる可能性がないわけではないのですが、現在のところは、今、説明があったとおり、ガイドラインということで、県民に示したいとのことでした。

他に御質問や御意見はございませんか。これにつきましては、先程来、お話がありますように、現在、パブリックコメントを実施しているとのことですので、委員の方々も今後、お気づきの点がありましたら、積極的に事務局に御意見をお寄せいただきたいと思えます。この件については以上にさせていただきます。

これで、議事の前半が終了しましたが、後半は（２）の協議事項ということでございまして、先ほど、当委員会に諮問がありました基本計画の改定につきまして審議を始めたいと思います。スケジュールの提示がありましたように、今回だけで決定するわけではありませんが、今回は議論の出発ということですので、忌憚のない意見を述べていただければと思います。まず始めに、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の改定について、改定に至る基本計画の現状や課題、次期計画の体系案について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

はじめに、現行計画に基づく平成24年度からの取組を振り返りまして、成果や課題、次期計画における対応について、現行計画の8つの方向性ごとに説明いたします。

資料6-1を御覧下さい。方向性の「1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」についてですが、この方向性に基づく取組の成果としましては、刑法犯認知件数がおよそ3,000件減少したほか、県内全市町村において地域安全条例が制定されております。また、青色パトロール実施団体が増加したほか、安全安心まちづくりのリーダーを養成するための講座には、これまで300人弱の方に参加いただいております。そのほか、セキュリティメールの登録者数も伸びておりますし、県民意識調査の結果によれば県民の意識も向上しております。

次に現状と課題についてですが、県民意識調査の結果によれば、治安が悪いと感じている県民は必ずしも多くはありませんが、体感治安を悪いと感じる理由について、「事件や事故が多くなってきたと感じるから」との回答が多いことから、次期計画では、様々な媒体を活用した情報発信に引き続き努めていくほか、安全・安心まちづくりにあまり関心がない県民にも情報が伝わるよう工夫をしていきたいと考えております。また、防犯ボランティア団体の数が減少しているほか、構成員の固定化や高齢化なども進んでいる状況にあるため、若い世代をはじめとする県民への情報発信について工夫をしていくとともに、防犯活動の裾野を広げるため、宅配時におけるパトロールの実施など、事業者の日常の業務に合わせた防犯活動の実施を促進してまいります。最後に、薬物事犯についてですが、全国的に、若年層を中心とした危険ドラッグ乱用者の検挙人員数が増加しており、本県においても、危険ドラッグが原因と疑われる死亡例が発生しております。こうした状況を踏まえまして、次期計画におきましては、方向性に「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」を新設するとともに、推進項目に「危険ドラッグをはじめとする違法薬物被害の防止」を新設し、キャンペーンの実施や薬物乱用防止教室の開催などの対応を一層強化してまいります。なお、次期計画における体系の変更については、後ほど説明いたしますが、資料6-2で新旧対照表としてまとめております。左が現行計画、右が次期計画案ですが、今、申し上げました変更については、資料6-2の2ページに資料6-1の色と対応する形で記載しております。

次に、資料6-1にお戻りいただき、2ページを御覧下さい。方向性の「2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応」についてですが、成果といたしましては、地域活動支援等に関するボランティアや子育てサポーターリーダーの数が増加しているほか、児童クラブや子ども教室の数も増えており、子どもを地域で育てていく環境の整備が進んでおります。また、各学校においては、平成24年に策定しました「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、安全教育が実施されております。資料では、「基本方針」となっておりますが、正しくは「基本指針」でしたので、訂正させていただきます。そのほか、子ども110番の家の設置数も増加しておりますし、先ほど説明しましたとおり、「子どもを犯罪の被害から守る条例」の制定や青少年健全育成条例の改正など、法的な環境の整備も進んでおります。

次に現状と課題ですが、子どもへの声かけ・つきまとい等の届出件数が年々増加していることから、引き続き、工夫を凝らした安全教育を実施していくとともに、地域全体で子どもを見守っていくという機運の醸成に努めてまいります。また、青少年のスマートフォン所有率が急激に高まっているほか、第三者からの秘匿性の高いSNSの利用も広がっております。そのほか、平成27年における福祉犯の半数以上がインターネット回線利用によるという状況にありますので、インターネットを介して子どもが被害に巻き込まれることを防止するための対策が必要になっております。このため、学校行事や地域のイベントなど様々な機会を捉えて普及啓発を進め、フィルタリングをはじめとする家庭や学校におけるインターネットの安全な使い方のルール作りを広げていくとともに、青少年健全育成条例に基づき、青少年の保護者等へのフィルタリングサービスに関する説明について、携帯電話事業者等に対して協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、3ページを御覧下さい。方向性の「3 女性の安全対策の推進」ですが、成果としましては、夜間や休日において相談対応を行う「みやぎ夜間・休日DVほっとライン」を開設したほか、DV被害者支援の関係機関の情報共有を図るための共通シートの運用を開始しております。また、先ほど、資料4で説明しました圏域単位のネットワーク連絡協議会と「性暴力被害相談支援センター」を設置したほか、警察本部においても県民安全対策課を新設し、体制の強化を図っております。

ただ、現状と課題についてですが、DVやストーカーの相談件数は依然として、年々増加している状況にあります。なお、行政機関が受けたDVの相談件数について、H27が1,063件となっておりますが、誤りでしたので、989件に訂正をお願いいたします。現状と課題に戻りますが、震災による避難生活等のストレスからDVが発生することも懸念されますほか、先ほど子どもに対する声かけ・つきまといについて説明いたしましたが、成人女性を含めた数字についても増加している状況にあります。

このため、引き続き、広報啓発や防犯教室の開催などにより、DVや女性を対象とする犯罪の未然防止に努めてまいります。また、成果のところでお話ししました共通シートやネットワーク連絡協議会の開催により、関係機関の連携を深めるとともに、相談員等の資

質向上を図りながら、適切かつ迅速な支援を実施してまいります。また、女性が被害に遭った場合に、その初期段階で適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知にも努めてまいります。

次に4ページを御覧下さい。方向性の「4 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進」についてですが、高齢者への対応としては、先ほども説明いたしましたとおり、特殊詐欺防止対策を進めてきましたほか、相談対応力の向上を通じて高齢者虐待等の被害の未然防止や被害拡大の防止に努めております。障害者につきましては、権利擁護の相談窓口において、犯罪被害に関する相談を受け付け、犯罪被害の防止を図っております。また、外国人につきましては、先ほども説明しましたとおり、相談センターの対応言語を増やし、相談しやすい環境の整備に努めております。

現状と課題についてですが、高齢者の特殊詐欺被害防止対策の一層の強化が必要な状況にありますので、次期計画におきましては、資料6-2の2ページに記載しておりますとおり、「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」の中に、「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止」を推進項目として設けまして、対応の強化を図ってまいりたいと考えております。資料6-1に戻らせていただきます。現状と課題の2つ目ですが、県内の在留外国人の数は増加傾向にあります。今のところは外国人が被害者となる犯罪が増加している状況はありません。ただ、今後も在留外国人は増加していくことが見込まれますので、相談センターにおける対応言語について随時検討を行いながら、寄せられた相談に対して、きめ細やかに対応していくとともに、外国語による防犯情報の提供や、留学生を受け入れている学校や外国人を雇用している企業における防犯教室の実施などに努めてまいります。

次に、5ページを御覧下さい。方向性の「5 学校、通学路等の安全対策の推進」についてですが、成果としましては、先ほども説明いたしましたとおり、各学校においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、安全教育を実施しておりますほか、登下校時の見守り活動等を行っていただいている学校安全ボランティアの方の研修会には、これまで、およそ1,500の方に参加いただいております。また、PTA、自治体、防犯ボランティア団体等と連携した危険箇所の点検、環境の改善活動が各地で実施されています。

課題と対応についてですが、子ども・女性に対する声かけ・つきまとい等は路上や公園等で多く発生していることから、引き続き、危険箇所の点検等を推進していくとともに、講習会の実施等により、見守り活動を行う方の資質向上に努めてまいります。また、学校安全ボランティアとして活動している方の固定化・高齢化が進んでおり、設置率も下がっておりますので、防犯ボランティア団体に関するところで述べましたように、若い世代をはじめとする県民への情報発信について工夫をしていくとともに、事業者の日常の業務に合わせた防犯活動の実施を促進してまいります。

次に、6ページを御覧下さい。方向性の「6 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及」についてですが、成果としましては、ひたたくり

等の犯罪被害防止の観点からも歩車道の分離を進めていくことが有用ですが、この5年間で300キロ近くの歩道整備を進めております。また、先ほど、報告事項でも説明いたしましたが、犯罪の抑止等に効果が期待される防犯カメラの設置が商店街等を中心に進んでおりますほか、コンビニエンスストアをはじめとした深夜小売業施設では、エスゾウくんのポスターが貼られていることを御覧になったことのある委員もいらっしゃるかもしれませんが、セーフティステーションとしての活動を実施しており、トラブルがあった場合の駆け込み寺として機能しております。

現状と課題につきましては、街頭犯罪のうち約6割を自転車盗が占めております。身近な犯罪であるが故に、体感治安の悪化の要因となっていると考えられますので、街頭キャンペーンや各種広報啓発を進めてまいります。防犯カメラにつきましては、プライバシーの侵害等を懸念する意見等もありますことから、推進項目に「防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進」を新たに設け、ガイドラインに基づく適切かつ効果的な運用に関する啓発などの取組を行ってまいりたいと考えております。資料6-2では、3ページにこの追加について記載をしております。資料6-1にお戻り下さい。最後に、深夜商業施設については、今後も期待される役割が大きいことから、連絡協議会の開催や防犯指導の実施などにより、セーフティステーションとしての体制整備や機能強化を支援してまいります。

次に、7ページを御覧下さい。方向性の「7 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」についてですが、成果としましては、ボランティアの方々による違法広告物の除去が進められておりますほか、各地で環境美化活動が実施されています。また、観光地や駅におきましては、ポスターの掲示やチラシの配布による注意喚起を行っております。

現状と課題についてですが、違法広告物の数や違法な客引き行為、違法風俗店は減少傾向にありますが、未だ根絶には至っておりませんので、環境美化活動等を粘り強く継続してまいります。また、今のところ、観光地における犯罪の発生が増加している状況は見られませんが、広報啓発活動の実施などにより、引き続き、犯罪の未然防止に努めてまいります。

次に、8ページを御覧下さい。方向性の「8 被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」についてですが、成果としましては、仮設住宅等での見守り活動などの安全対策を実施してきましたほか、安全安心まちづくり活動の再開を支援するため、ジャンパーなどの活動資機材の貸与や活動のリーダーを養成するための講座を開催してまいりました。

現状と課題ですが、仮設住宅等において不自由な生活を余儀なくされている県民の方々がまだ多くいらっしゃいますので、そうした方々が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らしていけるよう、安全対策を引き続き、実施していく必要があります。一方で、新たなまちづくりが徐々に進展しておりますので、そうしたまちづくりに合わせて、防犯設備などの整備や安全・安心まちづくり活動の推進体制の再構築を進めていくことも必要になっております。

こうした状況を踏まえまして、計画の体系を変更したいと考えております。資料6-2の3ページを御覧下さい。現行計画の方向性の8について「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」を「被災地における安全・安心まちづくりの推進」に変更したいと考えております。また、現行計画の推進項目の「(17) 被災地における防犯ボランティア活動の再生支援」と「(20) 被災地の環境整備の促進」につきまして、ボランティア活動の再開や災害廃棄物の処理といった震災直後の状況を踏まえた内容が中心でしたので、この二つを統合し、「(22) 被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進」として整理したいと考えております。

次期計画では、推進項目の「(21)被災地の安全対策の推進」の中で、仮設住宅等における安全対策を引き続き推進していくとともに、「(22) 被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進」の中で、防犯設備や安全・安心まちづくり活動に必要な装備資機材の整備支援、活動の中心となるリーダーの育成、活動のネットワーク形成支援などを実施し、安全・安心まちづくりのための環境整備を促進してまいります。

次に、9ページを御覧下さい。既存の方向性に位置づけにくい課題ですが、インターネット・スマートフォンの利用に起因して県民が犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が増えており、消費生活センターにおけるデジタルコンテンツに関する相談も増加傾向にあります。このため、次期計画におきましては、資料6-2の2ページに記載しておりますとおり、「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」の中に、「インターネット・スマートフォンの利用に起因する犯罪被害の防止」を推進項目として設けまして、啓発活動を推進するとともに、相談窓口の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、現行計画の成果や課題、体系の変更も含めた次期計画における対応について説明してまいりましたが、続きまして、次期計画の体系案について改めて説明をいたします。資料6-2を御覧下さい。方向性2の推進項目(5)の「ト」ですが、現行計画では「学校における子どもの防犯に関する総合的な安全対策の促進」としております。これは、「みやぎ学校安全基本指針」の策定を内容とするものですが、先ほども説明しましたとおり、この基本指針は平成24年度に策定済みでして、次期計画では、この指針に基づいて、安全対策を実施していくこととなりますので、「安全対策の促進」を「安全対策の推進」に変更したいと考えております。

次に推進項目(7)ですが、現行計画では、「子どもを守るためのインターネット、携帯電話等の利用教育の推進」としてありますが、現在はスマートフォンが主流となっておりますので、携帯電話の部分を変更したいと考えております。

次に2ページを御覧下さい。方向性3の推進項目(9)の「ハ」ですが、現行計画では、「女性の適切な支援のための情報共有化の促進」としております。先ほど説明しましたとおり、女性の安全対策に関しましては、圏域ごとのネットワーク連絡会議を設置するなどの取組を行っているところであり、情報共有を超えた連携を促進していくという意味で、「情報共有化の促進」を「関係機関の連携の促進」に変更したいと考えております。

次に、先ほども説明しましたとおり、「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」を新たな方向性として加え、推進項目として「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止」、「インターネット・スマートフォンの利用に起因する犯罪被害の防止」、「危険ドラッグをはじめとする違法薬物被害の防止」を設けたいと考えております。具体的推進方策としては、「啓発活動の推進」、「関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進」、「啓発活動の推進」、「相談体制の充実」、「薬物乱用防止教室の推進」、「啓発活動の推進」をそれぞれ設定することを考えております。

次に、現行計画の方向性6の推進項目(12)の「イ」についてですが、「道路、公園、駐車場等の見通しの確保、高照度照明施設等の整備促進」としてありますが、防犯カメラなど照明施設以外の整備も進んでおりますことから、「防犯設備等の整備促進」に変更したいと考えております。

次に、3ページを御覧下さい。現行計画の方向性6、次期計画では方向性7になりますが、先ほど説明しましたとおり、推進項目に「防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進」を加え、具体的推進方策として「適切かつ効果的な設置・運用に向けた啓発」「適切かつ効果的な設置・運用の支援」を設定することを考えております。

次に、現行計画の方向性8、次期計画では方向性9になりますが、「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」を「被災地における安全・安心まちづくりの推進」に変更するとともに、推進項目の(17)と(20)を統合し、「(22)被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進」として整理したいと考えております。具体的推進方策としましては、「犯罪の起きにくい環境づくりの促進」、「安全・安心まちづくり推進体制の再構築の促進」を考えております。

体系の変更案については以上ですが、次に、現行計画の冊子を御覧下さい。一枚おめくりいただき、目次を御覧いただきたいのですが、今回、「1 計画策定の趣旨」、「2 宮城県の現状と課題」、「3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進」の部分について、素案を作成しております。現行計画と次期計画案の新旧対照表の形でまとめましたものが資料6-3でして、現行計画の見え消し修正としてまとめましたものが資料6-4になります。

今回は時間の都合上、説明は割愛させていただき、資料の配布のみとさせていただきます。なお、「4 推進項目と具体的推進方策」が、先ほど説明いたしました体系に沿った取組の具体的な内容の部分になりますが、この部分は現在調整中ですので、次回の委員会で提示させていただき、資料6-3、6-4の部分と合わせて審議いただきたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上です。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。非常に複雑で、初めて聞かれる委員は、なかなかついていく

のが大変ではなかったかと思えます。私も事前に説明を受けましたが、簡単には分かりませんでした。

私の理解に沿って、少し説明しますと、現在の計画の白い冊子の12ページ、13ページに大きな表がございます。これが基本計画の体系を示しておりまして、この委員会の前半の方で、27年度の実績について報告がありましたが、それはこの図に従って報告書が作られておりました。この図は、左から3水準になっておりまして、一番左が大枠でして、現在、方向性ということで八つあるわけです。例えば、二番目は子どもを守る、三番目は女性の安全といった大きな枠ができています。次の真ん中の水準が推進項目で、これは具体的な課題ですね。それぞれの方向性の中で、具体的にどういう課題に取り組むかということが示されておりまして、全部で20項目あるわけですね。そして、一番右端はそれぞれについて、具体的にどういうことを行うのかという方策が述べられているわけです。

今、事務局から御説明がありましたが、一番左の大枠である方向性に一つ追加したいということでした。それは、資料に色刷りで示されている箇所ですが、「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」という新しい方向性を追加したいということですので、今の案では、次期計画の方向性は9つになるわけですね。それから、既にある方向性の中でも、推進項目に追加があったり、あるいは整理・統合があったりということですが、それも資料の色刷りで示されているところです。ほかに太字になっているところもありましたね。そういうところが、真ん中の推進項目の中で、新たに付け加えられたり、修正されたりしたものです。右端の具体的推進項目のところはこれからで、まだ決まっていないということでした。

全体として見ると、この5年間で、一定の成果が挙がっているのです、現在、設けている方向性は基本的にそれをさらに進めていきますということのようです。それでは対応できないインターネットを使った犯罪や一般の人々が非常に心配している振り込め詐欺の問題などは、新しい方向性として打ち立てて、力を入れましょうということでした。

それから、被災地については、少し整理をして、被災地の状況も被災直後から変わってきているので、それに応じて、推進項目を変えていくということでした。

この時間だけで、御説明があったこと全てを議論することはできませんし、あと2回、委員会が予定されていますので、この間に、今、御説明があったことを御検討いただいて、次回はさらに突っ込んだ議論をしていただければと思います。それから、最後に素案も示されていますが、これは、具体的な推進方策ができあがってくる前の背景等が書かれておりまして、見え消しで次回はこのようにしたいということが分かるようになっていきますので、次回の委員会までには読んでいただければと思います。

それでは、時間がまだ少しございますので、今、説明があった範囲で、あるいは、お手元の資料を見て、御質問や御意見がありましたら、よろしく願います。

○竹田英子委員

振り込め詐欺についてですが、老人会の係になっている友人が、「会合に来て説明をしてほしい。」とある警察署にお願いをしたところ、「土曜日だから対応できない。」と言われて諦めたんですね。今後は、土曜日でも日曜日でも、そういう希望があったときに、例えば、警察が駄目なら県の係の方が出て下さるように案内して下さるとか、そういう体制を作っていただけるようお願いします。

○事務局

県でも、色々な講座等をやっておりますので、御相談いただければ、どういう機関を御紹介できるかも含めて調整をさせていただきますし、そういった部分についても、計画に書き込ませていただきたいと思います。

○竹田英子委員

電話をかける方は、どこにかければいいのかも分からないので、例えば、警察に行ったときに、「こちらにどうぞ。」と案内してもらえると、連携のとれた形に持って行っていただければと思います。

○警察本部生活安全企画課

犯罪抑止対策室の佐藤と申します。講話は土日でもやっておりますので、都合のつく限りは対応させていただきたいと思います。また、県や市の関係機関とも連携を図っておりますので、警察で対応できない場合も、そういった機関と連携して、できる限り広報啓発を進めてまいりたいと思います。

○郷家貴光委員

先ほどの特殊詐欺の講座の関係ですが、仙台市防犯協会でも防犯講座を行っております。職員の都合もありますので、全て対応できるわけではないのですが、土曜日、日曜日に講師を派遣させていただくこともありますので、警察とも連携しながら講座を提供させていただきたいと考えております。

それから、提案いただいた内容に関して、県の方をお願いしたことがあるのですが、資料6-1の6ページの「防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進」として新設するところですが、近年の防犯カメラの有用性に関する議論を踏まえて、時代の流れを捉えた適切な内容かと考えております。この促進の対策につきましては、先ほど説明いただいたガイドラインによる適切な使用方法の促進ということもあるかと思いますが、防犯カメラの設置に関しては、設置者の方の財政的な負担が課題の一つになっています。これまで、商店街振興組合等が中心になって防犯カメラを設置してきましたが、近年、こちらの資料にもあります、仙台駅前南町通親和会さんですとか、仙台中央地区環境浄化対策協議会さんといった、商店街向けの助成が受けられない団体による設置の需要も出てきております。

環境生活部だけの判断ではできないと思いますし、財政当局の厳しい査定については、仙台市も同様でして、ハードルが高いことは存じあげておりますが、こうしたところに対する助成制度について御検討いただければありがたいと考えております。

○事務局

御意見ありがとうございます。これから予算要求や検討課題の庁内調整に入りますので、いただいた御意見も伝えながら、庁内で検討をしてみたいと考えております。

○藤澤美子委員

「インターネット・スマートフォンに起因する犯罪被害の防止」との項目を設けるとのことでしたが、こちらのリーフレットにもありますように、何気なくインターネットにアップしたことにより、加害者になってしまった例があるという話を聞いております。被害に遭うということだけではなく、加害者にもなるということをもう少し強く打ち出した項目にしていただくと、危機感が出て良いのかなと思います。

○事務局

御意見ありがとうございます。お話のとおり、子ども達が思いがけずやってしまうということもありますし、インターネットにおけるいじめの問題もありますので、考慮させていただきたいと思います。

○西條由紀子副会長

言葉の説明を聞きたいのですが、スマートフォンの項目のところの福祉犯というのは、どういう犯罪なのでしょう。

○警察本部少年課

少年課の齋藤と申します。福祉犯とは、少年の福祉を害する犯罪のことで、成人が青少年と性的な行為をする青少年健全育成条例違反ですとか、お金のやり取りをして性的な行為をする児童買春、18歳未満の者を風俗営業店で働かせたりするなどといった、子どもの育成に害のある犯罪のことです。

○千葉邦子委員

「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」、「インターネット・スマートフォンの利用に起因する犯罪被害の防止」を新設いただくことはありがたいことだと思います。学校の現場の中でも大きな課題であると捉えております。私がおります富谷町では、今年度、全ての中学校でSNSの安全教室を開催し、小学校では、春に、共通で教室を開催したほか、八つの各小学校でも行うこととしております。私の勤務校では、昨年度から独自の教

室を実施していましたが、子どもたちも保護者も、インターネット機能を有するものを使うことに関しての知識も理解も十分でないところがありますので、是非、御支援をお願いしたいと思っております。また、スマートフォンだけではなく、子どもたちが使っているゲーム機にも通信やカメラの機能がついていますので、下の学年の子どもたちへの指導も必要だと考えております。

○事務局

富谷町さんの取組が進んでいるということは伺っておりますので、是非、それを全県的に広げていきたいと考えております。

○大淵憲一会長

最後の方向性の「被災地の安全・安心まちづくり」の問題について、御説明があったように、被災地では新たなまちづくりが始まっておりますので、それを念頭に置いた環境整備という項目は確かに大切だと思います。そこで、要望なのですが、従来のまちの安全とは異なり、新たにまちをつくっていきますので、既にやっているかもしれませんが、是非、安全・安心の分野に詳しい専門家の意見を聞きながら進めていただきたいと思っております。

それから、御説明の中で、宅配業者等にパトロール等のお願いをするということがございましたが、これは、現在、既に行っているのでしょうか。それとも、これから新しくやるということなのでしょうか。

○警察本部生活安全企画課

警察本部生活安全企画課の金野と申します。これまで、宅配業者等における見守り活動、例えば、事件・事故を見かけた際の110番通報のお願いをしています。最近では、宮城中央ヤクルトさんに、高齢者の見守りを特殊詐欺被害の防止の部分でお願いしておりますが、こういった方々に活動を行っていただいております。今後、こうした活動をさらに広げていきたいと考えております。

○八幡悦子委員

DV・ストーカーの相談が毎年、日本一多い県が宮城県ですが、とても良いことだと思います。日本一相談しやすい県ということです。私も県の子育て支援課や共同参画社会推進課と連携し、講演や相談員の派遣をしていますが、「埋もれていたものがやっと言えるようになった。」、「こんなに我慢していたのか。」と思うことがたくさんございます。この会議に参加したことで、連携が進み、色々なところと繋がることができました。警察に被災地の啓発講座・相談のリーフレットを置いていただきました。また、教育委員会の方に「カウンセラーの方にも是非、DV・性暴力を学んでほしい。」と言ったら、さっそく呼んでいただきました。先日、県南の町に行ったら、相談担当の課長さん

から、「おかげさまで、相談が増えてきました。」と言われました。「認識が変わった・・・」と思いました。

それから、インターネット・スマートフォンのことなのですが、今日、唐突でしたが、アダルトビデオ被害予防のリーフレットとリベンジポルノ被害予防のチラシを30部持ってきました。騙されてインターネットに出た映像が、どれほど人生を変えてしまうのかということを実感しています。警察に届けることができるケースもあります。また、東京では、刑事告訴されて、プロダクションの人が捕まりました。しかし、告訴をすることは難しいケースがあるのです。実際には、弁護士を入れて、映像を消させる、販売を止めさせることを交渉します。仙台は、若い人向けの新しいお店が沢山増えて、ミニ東京化していると思います。若い子とその仙台の街から帰るときにパンフレットをもらいます。高額バイトの誘いです。チャットレディ、コスプレ、パーツモデルなどなどです。罠に一度入ってしまった子を助けるために、東京と連携し、法律扶助で弁護士さん達に根気強く交渉してもらっていることを伝えたいと思います。学校にも、是非、そういう弁護士を呼んで学んでほしいと思います。

また、警察が学校でインターネットの講座をされています。小さいときからのそういう学びは大事だと思います。高校時代のリベンジポルノの写真がゆすりにつながりますし、AV問題に引っかかった人が、不法なブログをアップされ、いじめにあっています。警察のパンフレットにも書かれていますが、内定や推薦が駄目になったとか、10年経てもリベンジポルノがばらまかれたり、脅されたりしている事件を見ていると、「分かりきってやっている。」とか「個人の自由だ。」とかいうことではありません。生涯、写真がばらまかれて、人生が変わってしまうということを、若者に伝えていかなければならないと思います。

このリーフレット類は、高校や大学でどんどんコピーしてもらっています。非常に露骨なものですが、はっきり言わないといけません。中高校生で写真を撮られています。若い人や大学生に聞きますと、恋人間の写真や動画も相当広がっていますので、中学生の頃からきっちり教えなければなりません。インターネット社会で、一度まかれたものの恐ろしさを教えるとともに、たとえ被害にあっても一生引きずることにならないように、手当をしなければなりません。

また、若い女の子向けのカードもありますが、現在、置いているのは、男女共同参画財団や区役所のトイレくらいです。仙台には、東北中から若者が集まっています。その女の子たちが、化粧直しをして着替えをする女子トイレに置けるようになれば良いと思っています。

○大淵憲一会長

私自身、これまであまり認識がありませんでしたが、大変深刻な問題であることがよく分かりました。こうしたことも念頭に置いて次期計画の策定をしていきたいと思っています。

○西條由紀子副会長

特殊詐欺の問題について、次期計画においては、一つの項目として重点的に対応していただけるとのことですが、私自身、昨年この委員会の直前に、たまたま変な電話を受けて、15分ほど話をしたことがありますので、身近にそういうことがあるという実感があります。また、資料に書かれているとおり、平成23年と平成27年の金額・件数の差も非常に大きくなっています。このことに関しては、宮城県だけではなく、全国で力を合わせて、根本的な対策を考えなければ、ますます被害が広がると思いますし、インターネット社会ですので、インターネットを使った色々な被害と合わさって、問題が広がっていくのではないかと思います。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。この問題については、苛立ちを感じている県民の方も多と思いますので、関係機関の方々の御努力を改めてお願いしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、基本計画の改定については、当委員会であと2回審議する機会がございます。次回は11月ですので、それまでの間に配布された資料を御覧になったり、質問等がございましたら、直接、事務局にお問い合わせいただいたりして、より充実した改定案ができるように御協力をいただきたいと思います。

本日は既に有意義な御意見・御質問をたくさんいただいて、参考になったと思います。事務局においても、こうした意見を受け止めて、より良い案の策定を進めていただければと思います。

本日のこの時間だけでは、配布された資料の全部を読むことはできませんので、改めてお読みになりますと、御質問等が出てくるかと思っておりますので、その都度、事務局にお問い合わせいただいたりして、次回の委員会で御意見等をいただければと思います。

それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。ありがとうございました。

○司会

大淵会長、長時間にわたり、議長をお務めいただき、ありがとうございました。本日、委員の皆様から頂戴いたしました御意見や御提言を踏まえ、今後、事務局におきまして中間案を作成してまいります。

また、先ほど、小松課長から御説明申し上げましたが、委員改選の手続きにつきましては、追って推薦機関を通じての就任依頼等をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。